等の額に株式保有割合（当該事業者が保有する株式（その子会社が保有するものを含む。）の数を発行済株式総数で除した値をいう。以下この⑷において同じ。）を乗じた額を含む。）を、当該事業者が行う全ての事業の売上高等の総額（当該事業者の子会社及び関係事業者等となった当該他の会社等の全ての事業の売上高等の総額に株式保有割合を乗じた額を含む。）で除した値を百分率で表した値

② 特別事業再編計画の開始の直前の事業年度における、当該事業者の中核的事業の売上高等の額（当該事業者の子会社の中核的事業の売上高等の額に株式保有割合を乗じた額を含む。）を当該事業者が行う全ての事業の売上高等の総額（当該事業者の子会社の全ての事業の売上高等の総額に株式保有割合を乗じた額を含む。）で除した値を百分率で表した値

⑵ ⑴による計算を行うことが困難な場合であって、特別事業再編計画の実施により、①の値が②の値を三以上上回ることが見込まれる場合

① 他の会社等が関係事業者等となった後における、当該事業者の中核的事業の売上高等の額（当該事業者の子会社（当該他の会社等及び当該他の会社等の子会社を除く。）の中核的事業の売上高等の額を含む。）に当該他の会社等及び当該他の会社等の子会社の中核的事業の売上高等の額に株式保有割合を乗じた額を加算して得た額を、当該事業者が行う全ての事業の売上高等の総額（当該事業者の子会社（当該他の会社等を除く。）の全ての事業の売上高等の額を含む。）に当該他の会社等及び当該他の会社等の子会社の全ての事業の売上高等の総額に株式保有割合を乗じた額を加算して得た額で除した値を百分率で表した値

② 特別事業再編計画の開始の直前の事業年度における、当該事業者の中核的事業の売上高等の額（当該事業者の子会社の中核的事業の売上高等の額を含む。）を、当該事業者が行う全ての事業の売上高等の総額（当該事業者の子会社の全ての事業の売上高等の額を含む。）で除した値を百分率で表した値

ロ 特別事業再編の認定要件に関する事項

⑴ 特別事業再編計画の円滑かつ確実な実施

法第二十五条第五項第二号の特別事業再編が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることとは、当該特別事業再編計画の内容が同条第一項の認定に係る当該事業者の技術力、販売力等に照らして過度に実施困難なものでなく、当該特別事業再編計画に係る事業再編が法第二条第十二項第一号に該当するものであることにより他の会社の株式若しくは持分又は外国法人の株式若しくは持分（これらに類似するものを含む）の取得が円滑に行われるものであり、かつ、当該計画の実施に必要な資金の調達が不可能なものでないことをいうものとする。

ロ 特定事業再編の認定要件に関する事項

⑴ 特定事業再編計画の円滑かつ確実な実施

法第二十六条第四項第二号の円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることとは、当該特定事業再編計画の内容が同条第一項の認定に係る当該事業者の技術力、販売力等に照らして過度に実施困難なものでなく、かつ、当該計画の実施に必要な資金の調達が不可能なものでないことをいうものとする。